

シンガポール個人情報保護法 ～改正とその対応～

2021年2月5日（金）午前10時開催

概要

1月29日に改正法施行日が2月1日と決定されました。本ウェビナーすでにお申込み多数いただいておりますが、皆様に改正施行の発表のご案内及び追加募集をご案内させていただきます。

2021年もCOVID-19の影響がしばらく続くことが見込まれる中、ラジャ・タン法律事務所では、コロナ下・コロナ後のビジネスを見据えた法実務のウェビナー・セミナーをお届けします。

2020年11月、シンガポール個人情報保護法（PDPA）の改正法が成立し、2021年2月1日より施行されました。2014年の全面施行以来の大きな改正で、情報漏洩時の当局への通報義務や、個人からの同意取得の要件等多岐に及ぶため、従前のPDPAに対応されている企業におかれても見直しの検討が必要です。シンガポール当局も引き続き厳しい執行を行い、些細な事故等でも摘発や公開の対象となりえるため、改正にも合わせ十分な対応を行うことが肝心です。

本ウェビナーでは、コロナ下のリモートでの業務においてもリスクとなりうるPDPAについて、改正の内容、対応の実務、最近の執行の傾向等のポイントについて、長年携わってきた現地専門弁護士の経験・視点からご説明し、皆様のご質問に回答いたします。

日時

2021年2月5日（金）
午前10時から11時まで

実施方法

Zoom Webinarにより実施

言語

日本語

（現地弁護士の英語補足説明も
日本語で進行します）

受講料

無料

お問い合わせ

+65 6232 0163

japandesk@rajahtann.com

講師



大塚 周平 ラジャ・タン ジャパンデスク代表パートナー弁護士

多くの日本企業の東南アジア進出及び進出後の法務に従事。PDPA 対応についても2014年の施行以来100社以上の日本企業の法対応や規程作成、有事対応、研修等を支援。弁護士（日本法、シンガポール法（FPC）、英国法、NY州法）



Lionel Tan ラジャ・タン テクノロジー法プラクティスパートナー弁護士

ラジャ・タンテクノロジー法部門は国内外の多くのクライアントの取り組みを支援。同部門シニアパートナーとして、PDPAについては立法にも携わり、日本企業の同法対応やその後のガイドライン等への対応、漏洩事故時のアドバイス等に数多く対応し、知見・実績豊富。弁護士（シンガポール法）

ラジャ・タン法律事務所は、シンガポールに約350名、東南アジア全域に800名の弁護士を擁する地域最大規模の法律事務所です。2000年に現地法資格者日本人弁護士によるジャパンデスクを設けて以来、多くの日本企業の東南アジア進出・進出後の現地会社法・雇用法・契約法アドバイス、コンプライアンス、債権回収や紛争解決に携わって参りました。現地弁護士の専門性と現地に長く勤務する日本弁護士の知見を合わせウェビナー等情報発信、またアドバイスさせていただきます。

お申し込み

下記リンクよりお申し込みください。

https://rajahtann.zoom.us/webinar/register/WN_M7p7-1ejSm-eJxCwSFh3ow

本ウェビナーはZoom Webinarを利用して実施しますが、参加者数に限りがございますため、定員になり次第締め切らせていただきますことご了承ください。